

## 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日

文部科学省

## 1. 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

また、政府全体でも関連する取り組みが進められる中、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という。）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定されたところである。

今回、こうした政府全体の動向も踏まえつつ、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

## 2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

## 3. 勤務時間の上限の目安時間

### (1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子供たちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人一人の子供たちの発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとって教育活動に当たることが期待されている。このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回のガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

### (2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

### (3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## 4. 実効性の担保

(1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進めること。

- ①教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等(以下「方針等」という。)を策定すること。
- ②教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

(2) 文部科学省及び教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとする。

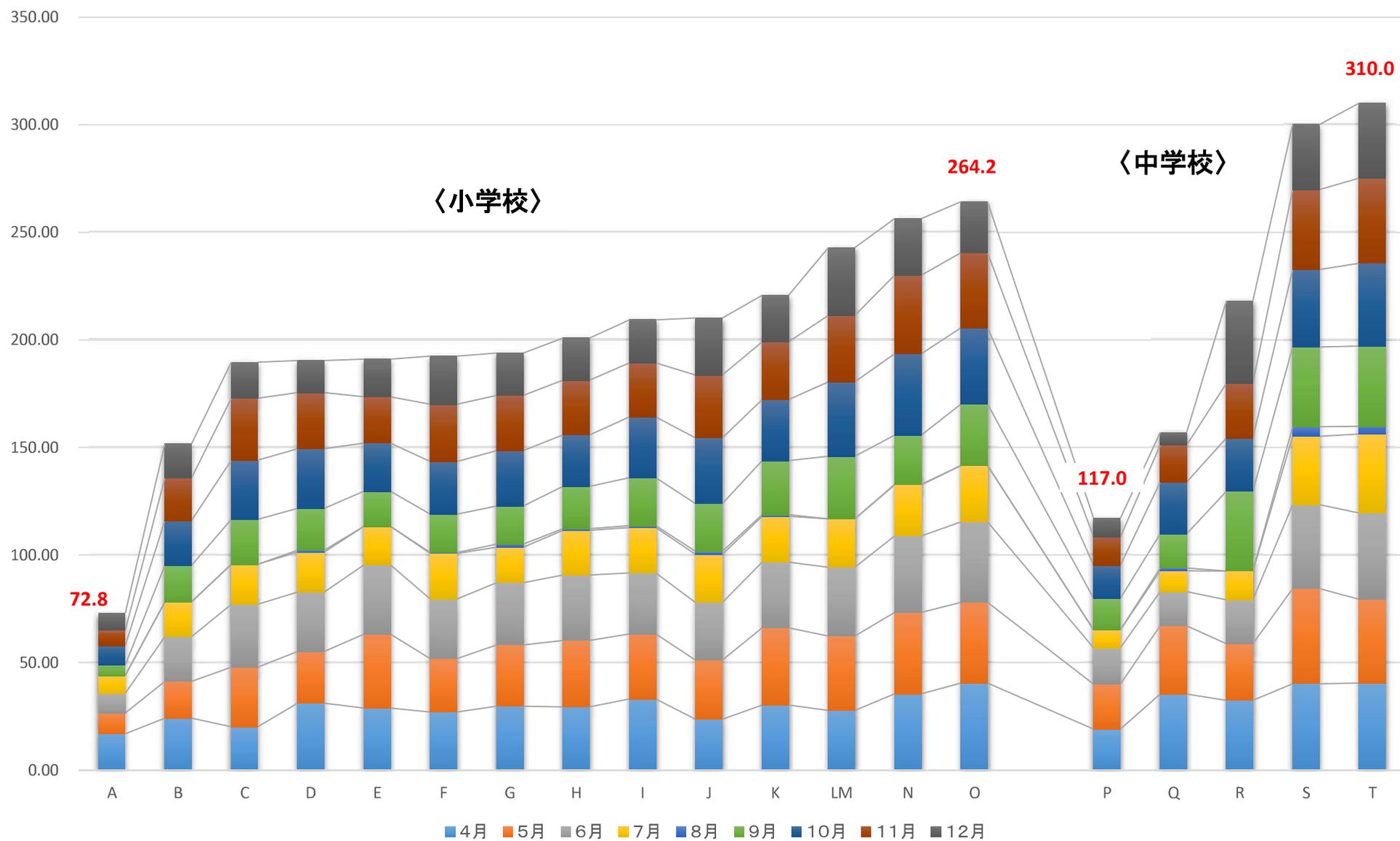
(3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表するものとする。

## 5. 留意事項

- (1) 関係者は、本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り込まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本ガイドラインの実施に当たっては、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 本ガイドラインの実施に当たっては、教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 冒頭で述べた通り、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。

# 平成30年度 学校別一人あたりの月別平均時間外労働時間(各月積算グラフ)

H30年12月



# 平成30年度第1回名張市職員安全衛生委員会学校部会を終えて

平成30年8月3日（金）、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備について検討する学校部会を開催した。その部会は、学校教育室長を学校部会長として、教育委員会関係部署、校長会代表、教職員小中学校代表、学校に勤務する市職員代表の9名で構成され、毎年、開催している部会である。その部会で検討された内容について、部会の中で一昨年度より、概要を報告することとし、会議の「見える化」を図ることで、快適な職場環境の形成等を積極的に進めたい。

## 1 現状と取組

---

### <行政より>

◇昨年度より、市として、総勤務時間縮減の全体の目標や統一して取り組む項目を設定し、各校に推進をお願いしている。その成果として、平成29年度と平成30年度の前半を比べると、昨年度より2年続きで、若干ではあるが時間外労働時間が減少してきている。特に、中学校の時間外が減っている。自己申告制であるが、この方法は、これまでと変わっていないため、現場の実態や年度ごとの変化をある程度表していると考え。他市と比較しても成果が出ている。

◇業務支援に係る人的配置が、本年度4月から小学校1校に業務支援補助員（非常勤）が、6月より、小学校1校にスクール・サポート・スタッフ（非常勤）が配置されている。その配置によって、教材の印刷や、データ入力等のサポートが実現し、時間外勤務時間の軽減が図られ、月によっては大きな成果が出ている。今後も、県・国に対して人的配置の要望を続けていくとともに、コミュニティ・スクールの学校支援の機能として、このような業務支援ができるよう取組の推進を期待したい。

◇国や県が調査や会議の精選を進めていると明言しているものの、調査数も減っている感がない。また、必要な施策の予算確保のため国・県の事業を受けた場合、成果を図る必要が強く求められているため、アンケートを事業実施時と、事業後には、取らざるを得ない状況がある。しかし、特に新しいアンケートの場合は、できる限り、集計を市教委で行うようにしている。

今後も、国、県に対して、調査や会議の精選をさらに要望していきたい。さらに、市教委が見直すことができる調査やアンケートについては、重複を避け、精選ができないかさらなる検討を進めていきたい。また、他部局のアンケートに重複が無いよう、学校教育室でリーダーシップをとって進めたい。

◇教職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックの実施は、努力義務ではあるものの、昨年度より取り組みを進めており、本年度も実施予定である。

◇「校務支援システム」の導入を含め、児童生徒用 PC、校務用 PC の今後の配置については、「名張市教育 ICT 整備計画書」の策定に向けて、教育総務室、学校教育室で準備を進めている。少しでも効率的な校務と教育の質の向上に向けて取り組みを進めていきたい。

◇受動喫煙の防止対策は全小中学校において早くから完全実施されている。「学校の敷地内禁煙」については、平成 24 年度調査では約 3 割の実施率だったが、平成 29 年度調査では約 7 割と実施率が高まり、児童生徒が学校にいる時間帯では、ほぼ 100%の敷地内禁煙となっている。今後も、学校行事や学校開放での対応も含め、学校の教職員だけでなく、地域の方、保護者の方の理解を得て、進めていく必要がある。

### <学校現場より>

◇時間外勤務時間で、一番多いのは、保護者対応である。苦情電話は夕方 6 時から 7 時頃に入り、その対応が 7 時以降となる場合が少なからずある。時間外の電話を取らないということも、現時点では簡単ではない。保護者に理解が得られるよう働きかけていく必要がある。

◇行事のスクラップが簡単ではない。1 年かけても 1 個減らすことが精一杯という状況がある。

◇教職員に全体で取り組む 3 つの項目について、一定流れはできている感もあり、一部ではあるものの、業務支援の人的配置が大変ありがたい。それがさらに広まってくれたらと願う。

◇取組は進めているが、なかなか負担感は減らず、スクラップが難しい。スクラップだけを考える会議ができれば……

◇会議も時間内に終わるようになってきている。

◇通知票の電子化はだれもが使って有効である。このような業務の省力化ができるものを多くつくってほしい。

### <学校に配属されている市職員より>

◇アレルギー対応、食数、暑さ対策など、正規職員に係る責任は益々重くなっている。どの現場でも、アレルギー対策もさらに万全な対応を検討している。

◇昨年実施していただいた調理員全員との面談を、本年度も是非お願いしたい。

◇施設の整備は、安全を守るために、早急な対応をしていただいている。しかし、施設の老朽化が進み、次から次へと修繕箇所が出てきている現状が続いている。今後も迅速な対応をお願いしたい。

## 2 できることから積極的に!

各組織が協働し、それぞれの立場で、根本的に仕事量を見直すこと、そして働き方や意識を変えることについて、できることから積極的に進めていくことを確認した。

※ 働き方改革に向けて取組を見える化するために、具体的な数値目標を、学校経営計画やその他教職員と共有できる文書にて学校の全職員で確認できるように、それぞれの立場で、働きかけていきたい。

## 平成30年度第2回名張市職員安全衛生委員会学校部会を終えて

平成31年2月5日（火）、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備について検討する第2回学校部会を開催しました。

### 1 総勤務時間縮減の取組の進み、意識が高まっています。しかし、学校により時間外勤務時間の差が大きくなっています。

#### <総勤務時間の縮減は>

県教育委員会、市教育委員会、校長会、教職員代表が一緒に、①定時退行日の設定、②部活動休養日の設定、③会議時間の短縮に取り組んできました。昨年度に比べて、時間外勤務時間は、小学校は横ばい、中学校は、毎月一人あたり平均の合計が4月から12月までの合計で、240.5時間の減少となっています。



しかし、本年度月平均時間外労働時間4月から12月の合計で、小学校において72.8時間から、264.2時間の開きがあります。中学校においても、117.2時間から310.1時間の開きがあります。規模等との相関は見られないことから、取組や風土、意識の課題も少なからずあることが伺えます。

#### <部活動休養日の設定>

◇部活動休養日を設定できなかった部活動の割合は、昨年度の10月から1月には、2.8%から8.8%でしたが、本年度は、20.1%から23.0%と増えてきています。

#### <成果と課題> ※箇条書きにて

◇働き方改革の中で、年々教職員の勤務時間縮減の意識は強まっています。しかし、若い教職員が、やや帰宅時間が遅くなる傾向があります。◇働き方改革の中で、部活動の活動時間が、少しやり玉にあがっているように思うとの声が教職員から出ています。◇1年を振り返ってみると、どんなに大変でも、意欲的に事業や施策に向かう教職員は、疲労感より満足感を感じている場合もあるため、やりがいを持てることはとても重要です。◇子どもたちから、「給食おいしかった。いつもありがとう。」と言われると本当にこの仕事をしていてうれしいと感じると言われる委員（給食調理員）の声がありました。このことから、仕事をするうえで、丁寧な評価や言葉かけが重要であると感じています。

#### <今後に向けて…>

**粘り強い継続的な取組と、やりがいを持てる丁寧な取組の評価を！>**

【今後の取組として再確認したこと】 ※箇条書きにて

◇働き方改革として具体的に進めている、①定時退行日の設定、②部活動休養日の設定、③会議時間の短縮に取り組みを、今後も粘り強く続けていくことが大切です。◇現在各校で開催している学校安全衛生委員会を定期的に行い、教職員が一体となって、働き方改革が進むよう、各校の実態を分析しながら、小さなことからでも取り組んでいくことが有効と考えます。◇行事等の見直しについては、引き続き勇気をもって、保護者や地域の理解を得ながら進めていく必要があります。◇やりがいを持てることが何よりも重要なことから、取組の成果を見える化し、成果を丁寧に評価していくようにすることが必要です。◇学校運営協議会の中で議題に上げ、地域や保護者の協力を得ながら取り組んでいくことが求められます。

## 2 「名張市立小中学校職員の過重労働による健康障害の防止のための対策実施要綱」が出ました。

この要綱は、「労働安全衛生法」及びこれに基づく命令並びに「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき、総括安全衛生管理者（教育長）及び安全衛生管理責任者（校長）による長時間労働を行った職員の健康管理に係る措置等に関し必要な事項を定めるものです。

「1か月間で100時間を超える時間外労働」又は「2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超えるもの」に該当する時間外労働を職員に命じた場合には、その翌月の7日までに、産業医に様式を提出し、産業医の面談指導を受けさせなければならないとされています。

校長は、産業医の指導又は助言に基づき、職員の健康保持に留意し、教育長とともに過重労働による健康障害の防止及び過重労働の解消に努めなければなりません。加えて、職員は、労働安全衛生法の労働者に係る規程及びこの要綱の規定を踏まえ、健康の保持増進及び過重労働による健康障害の防止に努めなければならないとされています。

## 3 小学校、中学校については、原則敷地内禁煙である特定施設となり、施行期日は、平成31年7月1日となります。

厚生労働省より、健康増進法施行令の一部を改正する政令案等について概要が示され、適切に対応するよう三重県教育委員会事務局福利・給与課長から周知のお願いが来ています。各校において、喫煙をする職員への周知徹底をお願いします。

## 4 「労働基準法第36条に基づく協定の締結」を行います。

公立小中学校の、学校事務職員、給食調理員、校務員、自立支援員、学習サポーター（教育職員以外）を対象に、労働者の代表者との書面による協定をし、行政官庁に届け出た場合に、その協定で定めた内容により労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができることとなっています。これを「三六協定」と呼んでいますが、県内の各市町の小中学校と共に、名張市においても、各校において平成31年4月1日より、協定を結び、進めていきたいと考えています。

# 名張市立中学校部活動に関する方針

名張市教育委員会

## はじめに

名張市の中学生にとって部活動に対する期待は大きく、その入部率は運動部が約69%、文化部が約20%で、合わせて約89%（平成30年4月）となっている。多くの中学生にとって部活動は、仲間とつながり、思いを分かち合い、夢や希望につながるとても貴重な機会となっている。部活動は、教育課程外の活動ではあるが、望ましい人格形成、健全な社会の形成者の育成、豊かな心・健やかな身体の育成などに寄与する中学校教育の一環として大切な活動である。

一方で、部活動が生徒や教師にとって負担になっていることや、社会的背景の変化等によって運営が難しくなる実態もある。

このような状況の中、教員の長時間勤務が問題視され、平成28年4月、文部科学省内に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が設けられた。

名張市教育委員会は、これまでの部活動の果たしてきた役割と課題を踏まえつつ、国・三重県の部活動ガイドラインに基づいて、子どもたちの心身のより健全な成長と部活動に携わる教員の働き方改革につながるよう、名張市立中学校部活動に関する方針を策定することとする。

## 1. 部活動の意義

学習指導要領において部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すると示されている。

「中学校学習指導要領」（総則 第5 学校運営上の留意事項）

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

名張市教育委員会は、学校教育の一環としての部活動が、「生徒が自主的・自発的に参加するなかで、学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、友情、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感を得られるなど、生徒の成長に大きく資する活動である」という価値があり、全ての学校で共有することが大切であると考えている。また、部活動を指導する教員が、学校教育を担う一員としての自覚をもち、参加するすべての生徒にとって有意義な部活動になるよう、適切な運営を心がけることが大切であると考えている。

## 2. 部活動の成果と課題

三重県のガイドラインを参照し、名張市教育委員会は、これまで実施してきた部活動の成果と課題について次のように考える。

### （1）成果

・生徒がスポーツや文化等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により他者を尊重する気持ちや実践的な思

考力・判断力、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たしている。

- ・興味・関心の高まり、成就感の高まり、専門的技能の習得等が、卒業後の生き方に繋がっている。

- ・体力面において成長が著しいこの時期、市内中学生の体力テストの結果は小学生時と比較して大きく伸長している。

## (2) 課題

- ・心身の成長に様々な成果が出ている反面、個人差が大きく成長著しい時期、また体の発育発達不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない・長時間の練習等）や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与え、スポーツ障害の原因になったり、対象への関心・興味を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ったりする。

- ・家庭環境や価値観の多様化といった社会背景の変化に起因する問題が出てきている。

- ・熱心さの履き違い等による、一部教員の過度な活動や不適切な言動による指導がある。

- ・勤務時間外の活動が多く、中学校教員の多忙に拍車がかかっている。

- ・競技経験のない教員が顧問をする場合、過度の負担がかかることもある。

## 3. 学習面、心身の健康に配慮した効果的・計画的な部活動のあり方

名張市教育委員会は、学校とともに学校教育の一環としての部活動の役割を再確認し、生徒にとって学習と部活動、学校生活と家庭生活のバランスを適正化し、心身ともに健全な成長を促す部活動をめざしている。また、部活動を担当する教員は、自らのやりがい大切にしつつも広い視点から部活動を運営することが求められる。

部活動の適正化のため、普段の練習はもちろんのこと、大会、練習試合、合同練習等は生徒にとって望ましい教育活動となるよう生徒一人ひとりの実態や健康・安全に配慮し、無理のない計画を設定するようにする。具体的な取組として、次の3点を示すこととする。

### (1) 年間の見通しをもった指導計画

- ・学校及び各部では、年間を見通した無理のない効果的な計画を立てる。

- ・各部においては、活動計画等を事前に校長に提出し、承認等の指導、助言を得るようにする。

### (2) 大会参加等の精選

- ・中学校体育連盟、吹奏楽連盟など関係団体等が主催する大会等が多く開催されている。大会等への参加は意義あるものではあるが、学校は、生徒・教員の健康面や安全面、さらには経費等の負担についても配慮し、保護者等の理解を得ながら練習試合等も含めできる限り精選していく。

- ・名張市教育委員会は、大会やコンクール等への参加について、中学校体育連盟や関係団体等と連携し、学校が参加する大会やコンクール等の全体像を把握する。また、生徒や教員のやりがいや意欲を高めつつ、過度な負担とならないよう、名張市教育委員会は、大会やコンクール等への参加の検討や開催時期や運営等の協力を関係団体等へ要請していく。

### (3) 休養日・活動時間の設定

#### ①休養日の設定

- ・1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日又は日曜日とする。）

- ・大会開催等により週休日に休養日を設定できない場合は、事前に月間または年間の活動計画等により校長の承認等の指導、助言を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

- ・長期休業中には、別にまとまった休養日を設ける。

## ②活動時間の設定

- ・平日は、2時間以内とする。
  - ・朝練等特別な活動の設定については、校長の指導のもと、保護者の理解を得るとともに、生徒の自主参加を原則とし、過度の負担にならないように配慮する。
  - ・週休日及び休日（長期休業期間中を含む）に活動する場合は4時間以内とする。
  - ・大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等による校長の承認等の指導、助言を受けるようにする。
- ※ いずれも、生徒・教員の健康面等への配慮、保護者の理解を得たうえで活動計画を立てるようにする。

## 4. 安全面への配慮

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体で、救急体制の明確化等の整備に努める。その際、三重県教育委員会作成の「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改定）」や「三重県部活動ガイドライン」等を参考に、各学校で共通理解を図り、安全管理に配慮をする。

## 5. 研修及び人的支援について

- (1) 市教育委員会は、競技経験のない教員が顧問となる場合や、指導方法の工夫・改善について、県教育委員会と連携しながら積極的に研修の場を提供する。
- (2) 市教育委員会は、関係競技団体に指導の支援を依頼したり、場合によっては外部指導者、部活動指導員を増員したりするなど、教員の負担軽減を図り、やりがいや意欲をもって活動できる環境を学校と連携して整えるよう努める。

## 6. 保護者との連携

- (1) 学校は、本方針に基づき「学校の部活動に係る活動方針」や「年間活動計画」等を作成・公表して、保護者と情報の共有を図り、部活動に対し、保護者の理解・協力を得よう努める。
- (2) 学校は、保護者の経済的負担については十分考慮し、部活動にかかわるすべての生徒が参加できる環境づくりに努める。

## おわりに

部活動は、それを指導する教員の勤務時間を超えての奉仕的な指導・活動と、それを支える学校体制、保護者や地域の協力によって、生徒の人間形成にも大きな役割を果たしてきている。この実状を踏まえ、これまで積み上げてきた実践を大切にしながら、持続可能な運営体制にするため、社会体育等との連携・融合・移行等について、そのあり方を模索する必要がある。また、今後、保護者・地域と一体となったコミュニティ・スクール機能の活用も視野に入れ検討していく。

各学校においては、「名張市立中学校部活動に関する方針」に基づき、家庭や地域の理解と協力を得ながら、多くの生徒が夢を育み、感動を体験できるよう毎年「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、適切に運営することとする。

なお、この「名張市立中学校部活動に関する方針」は、国や三重県の部活動ガイドラインに基づき、方針策定委員会で検討を重ね、名張市教育委員会が作成したものである。今後、新たにガイドライン等

が示された場合は、その内容を本方針と重ねて検討することとする。また、それぞれの部活動によって事情が異なり、学校によっても実状が違うことなどを踏まえ、毎年、部活動検討委員会等を開催し、情報交換するとともに、必要に応じて見直し・修正をしていくこととする。

平成30年 7月 9日 策定

名張市立小中学校職員の過重労働による健康障害の防止のための対策実施要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく命令並びに「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成18年3月17日付け基発第0317008号厚生労働省労働基準局長通知）に基づき、総括安全衛生管理者（同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者をいう。以下同じ。）及び安全衛生管理責任者（同法第11条第1項及び第12条第1項の規定により、安全管理者及び衛生管理者として選任される者をいう。以下同じ。）による長時間労働を行った職員の健康管理に係る措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 時間外労働 あらかじめ割り振られた勤務時間以外に校務に従事することをいう。

(2) 過重労働 時間外労働のうち、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 1か月間で45時間を超えるもの

イ 2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超えるもの

(3) 職員 名張市立小中学校に勤務する職員をいう。

(総括安全管理者及び安全衛生管理者)

第3条 総括安全衛生管理者は、教育長をもって充てる。

2 名張市立小中学校における安全衛生管理責任者は、当該名張市立小中学校の校長をもって充てる。

(校長の責務)

第4条 安全衛生管理責任者である名張市立小中学校の校長（以下単に「校長」という。）は、産業医（労働安全衛生法第13条第1項の産業医をいう。以下同じ。）の指導又は助言に基づき、職員の健康保持に留意し、総括安全衛生管理者とともに、過重労働による健康障害の防止及び過重労働の解消に努めなければならない。

(校長の講ずる措置等)

第5条 校長は、第2条第2号アに該当する時間外労働（第3項に規定する時間外労働を除く。）を職員に命じた場合において、当該時間外勤務による過重負荷の観点から特に配慮が必要と認めるときは、産業医の面接指導を当該職員に受けさせることができる。

2 校長は、前項の面接指導の結果を踏まえた産業医の指導又は助言に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 校長は、1か月間で100時間を超える時間外労働又は第2条第2号イに該当する時間外労働を職員に命じた場合には、次に掲げる書類をその翌月の7日までに産業医に提出しなければならない。

(1) 面接指導依頼書兼過重労働（80時間超）職員報告書（様式第1号）

(2) 過重労働に関する報告書（様式第2号）

(3) 疲労蓄積度セルフチェック票（様式第3号）

(4) 仕事の過重性等セルフチェック票（様式第4号）

4 校長は、前項に規定する時間外労働を命じた職員に対して、産業医の面接指導を受けさせなければならない。ただし、おおむね1か月以内に当該面接指導を受けた職員であって、再度受ける必要がないと産業医が認めたものは、この限りでない。

5 校長は、前項の面接指導の結果により産業医が必要と認める場合には、その必要と認める事項の健康診断を受けさせなければならない。

6 校長は、第4項の面接指導及び前項の健康診断の結果を踏まえた産業医の指導又は助言に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

7 校長は、第3項に規定する時間外労働を命じた職員が他の所属に異動した場合には、当該他の所属の長に対して、当該時間外労働を命じた職員である旨を引き継ぐものとする。この場合において、当該他の所属の長は、第3項各号に掲げる書類を産業医に提出し、及び前3項に規定する措置等を行わなければならない。

8 第1項及び第2項に定めるもののほか、校長は、第3項に規定する時間外労働を命じた職員以外の職員について、その勤務による過重負荷の観点から特に配慮が必要と認める場合には、第1項、第2項及び前項の規定の例により、必要な措置等を講ずることができる

（産業医による指導又は助言）

第6条 産業医は、校長から前条第3項の規定による書類の提出があった場合には、当該校長に対してその職場の職員の健康管理について必要な指導若しくは助言を行い、又は当該職員に対して同条第4項の面接指導を行うものとする。

2 産業医は、前項の面接指導を行った場合において、必要と認めるときは、前条第5項の規定による健康診断を当該職員に受診させるよう、当該校長に指導するものとする。

3 産業医は、第1項の面接指導及び前項の健康診断の結果により必要と認める場合には、当該校長に対して、業務上必要な配慮の要請及び必要な指導又は助言を行い、並びにその経過につき報告を求めるものとする。

（職員の自己保健義務）

第7条 職員は、労働安全衛生法の労働者に係る規定及びこの要綱の規定を踏まえ、健康の保持増進及び過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

（服務の取扱い）

第8条 第5条第1項若しくは第4項の面接指導又は同条第5項の健康診断を受ける場合については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年条例第11号）第2条第4号に該当するものとして、職務に専念する義務を免除するものとする。

(産業医による勧告)

第9条 産業医は、総括安全衛生管理者である教育長及び校長に対して、職員の過重労働による健康障害の防止に係る対策に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 総括安全衛生管理者である教育長及び校長は、前項の規定による勧告を受けた場合には、これを尊重し、及び当該勧告に係る必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に定める事務に従事する者及び産業医は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。